未認証行為は 法律違反です!!

未認証行為は、道路運送車両法違反となります。

未認証行為とは、国土交通省地方運輸局長(沖縄は総合事務局長)の道路 運送車両法第七十八条の規定に基づく認証を受けないで自動車の分解整備を 行う行為です。違反すると罰金が科せられる場合があります。

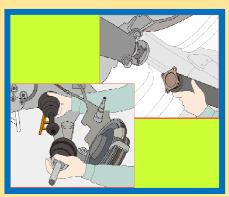
分解整備を行う場合は認証の取得が必要です。

分解整備となる主な作業例

❶原動機 (エンジン脱着)



❷動力伝達装置



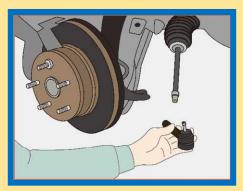
6制動装置

クキャリパ、ブレーキドラムの取り外し)

6走行装置 (ロアアーム脱着)



0緩衝装置



⁴かじ取り装置





国土交通省中部運輸局

自動車分解整備事業について

自動車分解整備事業を経営する場合には、道路運送車両法 第78条により、自動車の分解整備を行う事業場毎に地方運輸 局長の認証を受けなければならないとされています。

●道路運送車両法

第七十八条(認証)

自動車分解整備事業を経営しようとする者は、自動車分解整備事業の種類及び分解整備を行う事業場ごとに、地方運輸局長の認証を受けなければならない。

●道路運送車両法施行規則

第3条(分解整備の定義) の関係

以下の1~7の装置等を取り外して行う整備又は改造は分解整備に該当します。

- 1. 原動機、2. 動力伝達装置、3. 走行装置、4. 操縦装置、5. 制動装置、
- 6. 緩衝装置、7. 連結装置

認証を受けずに自動車の分解整備を反復継続して行うと同法第78条 の規定に違反することとなります。

罰則 50万円以下の罰金(同法第109条第9項)

●道路運送車両法

第百九条 (罰則)

次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

(九) 第七十八条第一項の規定による認証を受けないで自動車分解整備事業を 経営した者

認証を受ける場合は、最寄の運輸支局(整備担当)に相談ください。

愛知運輸支局	052(351)5314	三重運輸支局	059(234)8412
静岡運輸支局	054(261)7622	 福井運輸支局 	0776(34)1603
岐阜運輸支局	058(279)3715		

